

最高裁秘書第74号
令和3年1月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和2年12月22日付け（同月24日受付、第020813号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 渉外レポート第16号（片面で3枚）
- (2) 渉外レポート第17号（片面で3枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(2)の文書には、個人識別情報（氏名等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

Liaison Office Report Vol.16

普段執務を行う中で、最高裁のホームページを見ることはあっても、英語版のページを見たことはないという方も多いのではないでしょうか。しかし、本年4月から7月までの間のページビュー数は合計約14万件*に達するなど、実際には、多くの利用者がアクセスしています。本号では、渉外連絡室が編集している最高裁ホームページ（英語版）のコンテンツを紹介します。

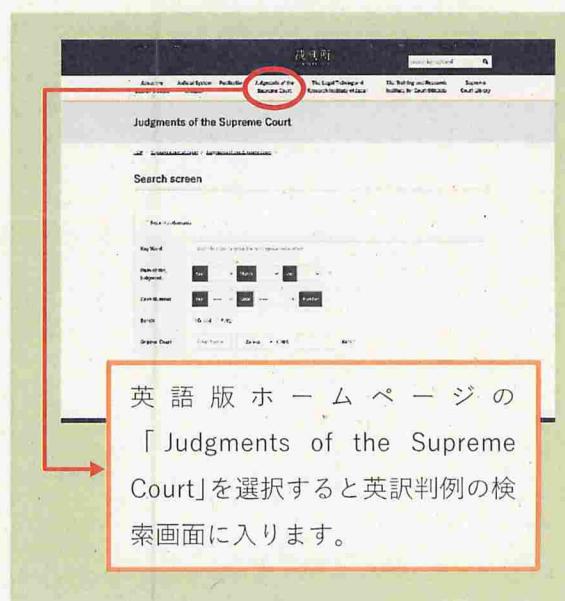


英訳判例の紹介

渉外連絡室では、社会の国際化が進展する中、より利用しやすい司法制度の構築を目指して、日本の最高裁判例を英訳し、ホームページに掲載しています。これまでに掲載した英訳判例は、1600件を超え、平成期の民集・刑集掲載判例の英訳は間もなく完了します。

英訳判例の一部は、欧州人権裁判所に情報提供もしております、同裁判所長官が最高裁の判例を参照しているといったエピソードもあります。

今後も、重要な判例については、引き続き英訳作業を行い、ホームページで公開していきます。



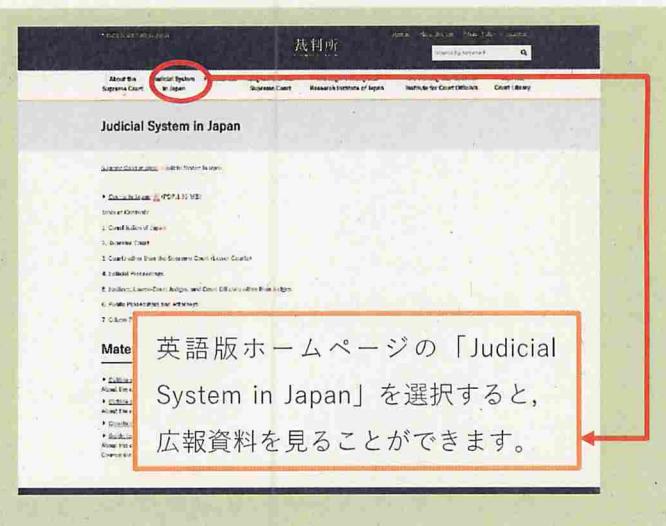
*英訳判例の検索ページ (Judgments of the Supreme Court) を除く。

英語広報資料の紹介

涉外連絡室では、判例だけではなく、日本の司法制度や裁判手続も世界に向けて発信しています。具体的には、『Courts in Japan』(英文「日本の裁判所」),『Outline of Civil Procedure in Japan』(英文「日本の民事手続概要」),『Outline of Criminal Justice in Japan』(英文「日本の刑事司法概要」)及び『Guide to the Family Court of Japan』(英文「日本の家庭裁判所案内」)の各英語広報資料を、ホームページで公開しています。

これらの資料については、定期的に改訂を行い、最新の情報を提供できるようにしています。

現在、『Outline of Criminal Justice in Japan』及び『Guide to the Family Court of Japan』の改訂作業を行っており、来年春に、改訂版を掲載することを目指しています。



その他のコンテンツ

英語版ホームページでは、このほかにも司法研修所や裁判所職員総合研修所の紹介をしているほか、外国法曹が最高裁判事に表敬した際には、「Topics」においてその様子を紹介するなどして、海外との司法交流も広報しています。このように、日本語版のホームページにはない見どころもありますので、ぜひ一度、英語版ホームページも訪れてみてください。

英語版ホームページの「About the Supreme Court」のタブから「Topics」を選択すると過去の履歴をみることができます。

Chief Justice of Canada Visits the Supreme Court of Japan

The Right Honourable Richard Wagner, P.C., Chief Justice of Canada, visited Japan in October, 2013. On October 21, Chief Justice Wagner, accompanied by the Honourable Catherine Maitland, Judge of the Superior Court of Quebec, and Mr. Ian Barry, Ambassador of Canada to Japan, visited the Supreme Court of Japan to pay a courtesy call.

外国人法曹の最高裁訪問の例（カナダ最高裁長官の最高裁訪問 R1.10.21）

裁判と海外…



裁判官 YouTuber ? !

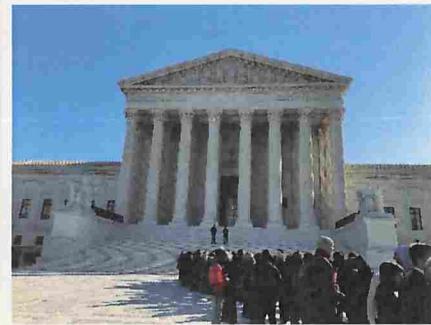
東京地方裁判所判事補 下山雄司

(令和元年度判事補海外留学研究員・ジョージ
ワシントン大学派遣)

アメリカ国民の裁判に対する関心は強く、ワシントンDCにある連邦最高裁判所には、多くの観光客や傍聴人が訪れ、弁論を見るために早朝から人々が列をなします。私の前に並んでいたのはシカゴから来たシステムエンジニアの方で、法律関係の職種に限らず、広くアメリカ国内から傍聴人が訪れていました。

そのようなアメリカでは、裁判所も国民に開かれた存在であることを強く意識しているからか、インターネットを通じて弁論の映像を配信したり、録音した音声を公開したりする裁判所があります。最近では、新型コロナウイルスの影響により、YouTubeチャンネルを新たに開設し、ウェブ会議アプリによる審理の様子を配信する裁判所も現れました。

家で過ごす時間が増えた今こそ、外国の裁判の様子を覗いてみるのはいかがでしょうか。



米連邦最高裁前に並ぶ傍聴希望者

Liaison Office Report Vol.17

最高裁判所では、毎年、各裁判所や外部関係機関の御協力を得て、外国の裁判官や司法修習生等を受け入れて1～3か月にわたる長期の研修を行っています。今年度は、一昨年のうちに入国して大学や外部機関での研修を始めていたお二方の研修を行うことができました。今回の渉外レポートでは、研修生へのインタビューをお届けします。

韓国研修判事

今年度は、ソウル地方法院の趙允旌（チョ・ウンジョン）判事が、令和2年9月から同年10月にかけて、最高裁及び東京高等法院において概要説明、庁舎見学、裁判傍聴等の研修を受けました。インタビューは、研修初日に行いました。

Q： 本日から裁判所研修が始まりましたが、どのような経験をしたいですか。

A： 私は、韓国では刑事裁判を担当していましたが、日本では、いろいろな分野の訴訟について広く学びたいです。庁舎見学では、韓国と日本の裁判所庁舎の違いを見てみたいですね。例えば、韓国の地方法院では、部長裁判官と陪席裁判官の執務室が分かれていますが、部長は個室で仕事をするんですよ。

Q： 今回の日本滞在中、休暇で訪れた場所はありますか。

A： 私はもともと日本が好きで、これまでに何度も旅行に来たことがあります。今回の滞在では残念ながらCovid-19の影響であまり観光できていませんが、横浜、鎌倉、江の島などの近場には訪れました。トレッキングが趣味なので、これからは日光や尾瀬にも行きたいですね。



Q： 日本を楽しんでいただけて嬉しいです。日本食もお好きですか。

A： はい、特にそばが好きです。どら焼きなどの和菓子もよく食べますよ。日本はデザートの種類が豊富で嬉しいです。



素敵なお笑顔でインタビューに応じてくださった趙判事

**DAAD (Deutscher Akademischer Austausch Dienst,
ドイツ学術交流会) 研修生**

令和2年10月から同年12月にかけて、最高裁
及び東京高等裁判所において研修を受けた
[REDACTED]さんにお話を伺いました。



Q : DAAD の研修プログラムを利用して令和元年9月から来日していたということですが、同プログラムに参加してみようと思ったきっかけや、裁判所研修中の関心事項を教えてください。

A : 父が日本人ということもあり、昔から日本に関心がありましたし、[REDACTED]自國以外の手続を詳細に見ることのできる一生に一度の経験だったと聞いていたので、私も同じ経験がしてみたいと思いました。また、私は、将来、国際仲裁の分野で働くことを目標にしており、様々な国の法制度や訴訟手続の知識が非常に重要と考えています。ですから、今回の研修においては、日本とドイツの制度の違いなどを体感してみたいです。

Q : 今回の日本滞在中の思い出や日本の好きなところを教えてください。

A : Covid-19 の影響あまり観光できていません。それでも、滞在中に京都を旅行できたのは、良い思い出です。和食は、全般的に好きですが、焼き鳥が一番好きです。また、日本の銭湯や温泉文化は最高だと思います。

Q : 裁判手続に限らず、日本とドイツで違うと感じたところはありましたか。

A : 日本の夏は湿度の高さのために過ごしにくいと聞いていますが、どの場所にいっても大抵エアコンがついているので、それほど過ごしにくさを感じませんでした。かえってドイツでは、エアコンがついていない場所が多いので、体感的には、日本よりも暑い気がします。

裁判手続の面では、民事事件を傍聴した際、弁護士のついていない当事者本人が、法廷で他方当事者に質問をしていたことが印象的でした。ドイツでは、基本的に弁護士をつけることが強制されており、弁護士でない本人から質問を行うことは考えにくいからです。



デコで英語…

ロックダウン生活



東京地方裁判所判事補（特例） 大橋勇也

（令和元年度判事補海外留学研究員・

ウォリック大学派遣）

新型コロナウィルスの蔓延のため、英国では、3月中旬から、原則として、生活必需品の購入、1日1回の散歩以外の外出や、スーパー・マーケット、薬局、郵便局、銀行、飲食店（持帰りのみ）などの日常生活に必要不可欠な店舗以外の店舗営業が禁止されました。この禁止令は、罰則が伴う厳格なもので、私が住んでいた街では、多くの警察官が警らして、不必要的外出を控えるよう呼びかけていました。

裁判所のHPには、新型コロナウィルスへの対応が逐次アップデートされ、裁判所への出頭等を控えるようにと注意する一方で、実務指針を改訂して手続を整備し、緊急性の高い事件をリモートで停滞することなく進めていくこと等が公表されました。



私は、帰国までの約1か月半、[REDACTED] ロックダウン生活をしていましたが、当初こそ、スーパーからモノが消えるなど不安があったり、公園での遊具の使用も禁止され、[REDACTED] [REDACTED]、普段の生活とは異なる状況ではありました。が、みなさんの気遣い、優しさや温かさに助けられて、不自由なく過ごすことができました。

今後の予定

3月に、司法研修所で、アメリカ合衆国マサチューセッツ地
区連邦地方裁判所ウィリアム・G・ヤング判事を迎えて令和2年
度外国司法専門研究会が、裁判所職員総合研修所で、フランス國
立書記官学校長（予定）を迎えて講演会が、それぞれ行われま
す。いずれも、コロナ禍で利用が活発になったインターネットの
ウェブ・ミーティング機能を活用して、海外にいる講師からお話
を伺う貴重な機会です。これらの様子は、次号の涉外レポートで
お届けします。



↑ヤング判事



↓仏国立書記官学校